

「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則</p> <p>第1章 総 則 第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(定 義) 第3条 第1項～第2項 (略)</p> <p>3 この規則において「インフラ投資信託」とは、投資信託約款（以下「約款」という。）において投資信託財産の総額の2分の1を超える額をインフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託をいい、「インフラ投資法人」とは、投資法人規約（以下「規約」という。）において、投資法人の資産の総額の2分の1を超える額を、インフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資法人をいう。</p> <p>ただし、インフラ投資法人においては、当該2分の1を超える額を判定するに当たり、第4項に規定するインフラ資産の内、「再生可能エネルギー発電設備」が投資法人の資産の総額の2分の1を超える場合、税務上の導管性要件を満たすこと、及びキャッシュフロー創出の蓋然性から、<u>再生可能エネルギー</u></p>	<p style="text-align: center;">インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則</p> <p>第1章 総 則 第1条 ～ 第2条 (同 左)</p> <p>(定 義) 第3条 第1項～第2項 (同 左)</p> <p>3 この規則において「インフラ投資信託」とは、投資信託約款（以下「約款」という。）において投資信託財産の総額の2分の1を超える額をインフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託をいい、「インフラ投資法人」とは、投資法人規約（以下「規約」という。）において、投資法人の資産の総額の2分の1を超える額を、インフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資法人をいう。</p> <p>ただし、インフラ投資法人においては、当該2分の1を超える額を判定するに当たり、第4項に規定するインフラ資産の内、「再生可能エネルギー発電設備」が投資法人の資産の総額の2分の1を超える場合、税務上の導管性要件を満たすこと、及びキャッシュフロー創出の蓋然性から、<u>電気事業者によ</u></p>

インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則

新	旧
<p><u>ギ一電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (平成 23 年法律第 108 号) 第 2 条第 5 項に規定する認定発電設備に限るものとし、これは、投資法人の設立に際して公募により投資口を募集したもの又は上場されているもので、規約に再生可能エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが記載されているものに限り適用するものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>第 4 項 ～ 第 13 項 (略)</p> <p>第 4 条 ～ 第 9 条 (略)</p> <p>(長期修繕計画等に係る開示)</p> <p>第 10 条 運用会社は、インフラ投信等に係る運用報告書等において、第 8 条第 2 項第 6 号に規定する保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る長期修繕計画等に基づいて各計算期間の末日に積み立てられた金額を、当該計算期間の末日前 <b>5 期</b> 以上の期間における各計算期間毎に記載するものとする。</p> <p>2 設立からの運用期間又は存続期間が <b>5 期</b> に満たないインフラ投信等については、前項の規定にかかわらず設立から当該計算期間の末日までの期間において積み立てられた金額を、各計算期間毎に記載するものとする。</p> <p>第 12 条～第 23 条 (略)</p> <p>(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益の計上時期)</p> <p>第 18 条 インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買</p>	<p><u>る再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (平成 23 年法律第 108 号) 第 2 条第 5 項に規定する認定発電設備に限るものとし、これは、投資法人の設立に際して公募により投資口を募集したもの又は上場されているもので、規約に再生可能エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが記載されているものに限り適用するものとする。</p> <p>(同 左)</p> <p>第 4 項 ～ 第 13 項 (同 左)</p> <p>第 4 条 ～ 第 9 条 (同 左)</p> <p>(長期修繕計画等に係る開示)</p> <p>第 10 条 運用会社は、インフラ投信等に係る運用報告書等において、第 8 条第 2 項第 6 号に規定する保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る長期修繕計画等に基づいて各計算期間の末日に積み立てられた金額を、当該計算期間の末日前 <b>5 年</b> 以上の期間における各計算期間毎に記載するものとする。</p> <p>2 設立からの運用期間又は存続期間が <b>5 年</b> に満たないインフラ投信等については、前項の規定にかかわらず設立から当該計算期間の末日までの期間において積み立てられた金額を、各計算期間毎に記載するものとする。</p> <p>第 12 条～第 23 条 (略)</p> <p>(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益の計上時期)</p> <p>第 18 条 インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買</p>

新	旧
<p>による売買損益は、受渡日に計上するものとする。</p> <p>(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生じる礼金等の計上時期)</p> <p>第19条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生ずる礼金又は権利金（以下「礼金等」という。）は、<u>その性質に応じて対応する期間にわたって収益計上する、又は当該礼金等を賃借人等に返還しないことが確定した時に、返還しないことが確定した金額を収益に計上するものとする。</u></p>	<p>による売買損益は、<u>契約日又は受渡日</u>に計上するものとする。</p> <p>(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生じる礼金等の計上時期)</p> <p>第19条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生ずる礼金又は権利金（以下「礼金等」という。）は、当該礼金等を賃借人等に返還しないことが確定した時に、返還しないことが確定した金額を収益に計上するものとする。</p>
<p>第20条 (略)</p> <p>(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産及び不動産等の修繕費用)</p> <p>第21条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に修繕（資本的支出を除く。以下同じ。）が発生した場合には、当該修繕に係る費用を<u>原則として発生した期間</u>に計上するものとする。</p>	<p>第20条 (同 左)</p> <p>(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産及び不動産等の修繕費用)</p> <p>第21条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に修繕（資本的支出を除く。以下同じ。）が発生した場合には、当該修繕に係る費用を<u>当該修繕の完了日</u>に計上するものとする。</p> <p><u>なお、当該修繕の完了日に費用が確定していない場合は、費用が確定した日に計上するものとする。</u></p>
<p>第23条 (略)</p> <p>2 天変地異等により保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等において資本的支出を行うことが必要となった場合には、速やかにその旨を約款等の定める方法により公告を行うとともに、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>第23条 (同 左)</p> <p>2 天変地異等により保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等において資本的支出を行うことが必要となった場合には、速やかにその旨を約款等の定める方法により公告を行うとともに、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。</p>

新	旧
<p><u>ただし、本項における約款等に定める公告に替えて、電磁的方法（金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第 56 条第 1 項に定める電磁的方法をいう。）で開示を行うことができるものとする。</u></p> <p>第 2 章 投資信託 (省 略)</p> <p>第 3 章 投資法人 第 1 節 クローズド・エンド型の投資法人 第 41 条 ～ 第 42 条 (省 略)</p> <p><u>(クローズド・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の処理)</u> <u>第 42 条の 2 期中に外国所得税を保有資産の所在国で納税したクローズド・エンド型の投資法人は、期末において、以下のデータを算出すること。</u></p> <p><u>(1) 外貨建資産割合</u> <u>外貨建資産の期末純資産額(当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額から円建ての資産額を減算した額)を期末信託財産純資産総額(当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額)で除したものの。上限値は 1 とし、整数値は最大 1 桁、小数点以下は 4 桁まで、未満切捨てとする。</u></p> <p><u>(2) 分配金 1 円当たり外国所得税</u> <u>期中外国所得税額(期初から期末までの間に、投資法人が国外で納税した額の合計額)を配当金額(当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額)で除したものの。整数値は最大 1 桁、小数点以下は 10 桁まで、未満切捨てとする。なお、外貨建資産割合が 0 の場合には、分配金 1 円当たり外国所得税についても 0 とすること。</u></p> <p><u>(3) 分配金 1 円当たり内国所得税</u></p>	<p>第 2 章 投資信託 (同 左)</p> <p>第 3 章 投資法人 第 1 節 クローズド・エンド型の投資法人 第 41 条 ～ 第 42 条 (同 左)</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p><u>期末内国所得税額を配当金額(当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額)で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。</u></p> <p><u>(クローズド・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の情報伝達)</u>  <u>第42条の3 前条の定めに従い算出したデータについては、計算書類の役員会承認日に、その他の分配金の支払に関するデータと併せてcsvファイルに変換し、販売会社に伝達すること。この場合、分配金の支払開始日は決算日から15営業日が経過した日以降の日とすること。</u></p> <p><u>2 前項の規定に従い、販売会社に伝達したcsvファイルについては、計算書類の役員会承認日に投資法人のホームページに掲載すること。</u></p> <p>第43条～第47条の3 (省 略)</p> <p><u>(オープン・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の処理)</u>  <u>第47条の4 期中に外国所得税を保有資産の所在国で納税したオープン・エンド型の投資法人は、期末において、以下のデータを算出すること。</u></p> <p><u>(1) 外貨建資産割合</u>  <u>外貨建資産の期末純資産額(当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額から円建ての資産額を減算した額)を期末信託財産純資産総額(当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額)で除したものの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は4桁まで、未満切捨てとする。</u></p> <p><u>(2) 分配金1円当たり外国所得税</u>  <u>期中外国所得税額(期初から期末までの間に、投資法人が国外で納税した</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>第43条～第47条の3 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>額の合計額</u>を配当金額(当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額)で除した<u>もの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は10桁まで、未満切捨てとする。</u></p> <p><u>(3) 分配金1円当たり内国所得税</u></p> <p><u>期末内国所得税額を配当金額(当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額)で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。</u></p> <p><u>(オープン・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の情報伝達)</u></p> <p><u>第47条の5 前条の定めに従い算出したデータについては、計算書類の役員会承認日に、その他の分配金の支払に関するデータと併せて販売会社に伝達すること。この場合、外貨建資産割合が0の場合には、分配金1円当たり外国所得税についても0とすること。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和4年 月 日から実施する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>